



一新まちづくりの会 会長

きたむら なおと  
北村 直登さん

取り組みが不

地名が今も残る城下町熊  
本地団を持て歩くような散  
策コースづくり」「市電で熊本駅～新町」を直  
結」「城下町の境とされた高麗門の復元」など  
のユニークなアイデアが飛び交い、全線開業まで  
にいざるどんな方法で実行していくのかとい  
う具体策を検討しています。「これまで地蔵祭りの復活や「まちの駅」づ  
くりなどに取り組んできまし  
た道路や施設の整備は行政  
と一緒に不

住民グループによるまちづくり計画  
熊本城の城下町として昔の町並みが残る熊  
本市新町この地区の住民でつくる「一新まちづ  
くりの会」は新幹線の全線開業による効果を  
観光や特産品開発などの地域の魅力づくりに  
生かそうという県の「新幹線地域活性化事  
業」に参加しています。同会では、「路地が生き  
ている城下町熊本地名が今も残る城下町の魅  
力を生かしたまちづくりに向け活動に話し合  
っています。「昔の通りや地団を持て歩くような散  
策コースづくり」「市電で熊本駅～新町」を直  
結」「城下町の境とされた高麗門の復元」など  
のユニークなアイデアが飛び交い、全線開業まで  
にいざるどんな方法で実行していくのかとい  
う具体策を検討しています。

「これまで地蔵祭りの復活や「まちの駅」づ  
くりなどに取り組んできまし  
た道路や施設の整備は行政  
と一緒に不

「まちづくり部会」と題し、「熊本城へ  
の入口のまちづくり部会」を四百  
年の歴史を表にしていく部会と  
いう2つの部会で城下町としての魅  
力を生かしたまちづくりに向け活  
動に話し合っています。「昔の通りや  
地名が今も残る城下町の特徴を生  
かし古地団を持て歩くような散  
策コースづくり」「市電で熊本駅～新町」を直  
結」「城下町の境とされた高麗門の復元」など  
のユニークなアイデアが飛び交い、全線開業まで  
にいざるどんな方法で実行していくのかとい  
う具体策を検討しています。

「まちづくり部会」と題し、「熊本城へ  
の入口のまちづくり部会」を四百  
年の歴史を表にしていく部会と  
いう2つの部会で城下町としての魅  
力を生かしたまちづくりに向け活  
動に話し合っています。「昔の通りや  
地名が今も残る城下町の特徴を生  
かし古地団を持て歩くような散  
策コースづくり」「市電で熊本駅～新町」を直  
結」「城下町の境とされた高麗門の復元」など  
のユニークなアイデアが飛び交い、全線開業まで  
にいざるどんな方法で実行していくのかとい  
う具体策を検討しています。



部会ごとに分かれて熱心に話し合う会員の皆さん

可欠なことから今回の提案をさらに地域の活性化につなげていきたいと語るのは同会の北村直登会長。古くからコミュニケーションで地域社会が残り、住民同士のつながりが強いこともあり、商店主や各種団体の代表を中心とした同会の活動は、地域全体を巻き込んだ取り組みに進展しています。

## 第五回

歴史と伝統を生かした魅力あるまちづくり―熊本市



九州新幹線「つばめ」

# つばめ飛び、地域輝く

## 4月1日から「水とみどりの森づくり税」を導入



熊本の豊かな森林を県民みんなで守り育て、次の世代へ引き継いでいくために…

Q1 「水とみどりの森づくり税」の目的は何ですか？

A1 森林には、水を蓄えたり、土砂崩れを防いだり、地球温暖化の原因である二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を吸収したりする「公益的機能」があります。しかし、近年、林業経営における採算性の悪化や農山村の過疎化などから、手入れが十分に行われない森林が増え、公益的機能の低下が心配されています。

そこで、従来の取り組みに加え、新たにこの税を活用し、森林の公益的機能の維持・増進を図ることが目的です。

Q2 具体的にはどのようなことに使われるのですか？

A2 主に、経営が放棄されて荒れた森林の整備に使います。また、県民参加の森づくりを進めるために、ボランティア活動の支援や森林環境教育の推進などにも使います。

Q3 税額はどの程度ですか？

A3 個人の場合は、年額500円。法人の場合は、年額1,000円～40,000円(現行の法人県民税均等割の5%相当額)。それぞれ現行の県民税に加算されます。これによる税収は、年間4億2千万円程度になると試算しています。

Q4 所得がない人も課税されるのですか？

A4 生活保護法による生活扶助を受けている方や、前年中の所得が一定額以下の方などの県民税均等割が非課税の方には課税されません。

Q5 どのように納めるのですか？

A5 現行の県民税の納付方法と同じになります。個人の場合、給与所得者は給与から差し引かれ、自営業の方などは市町村から送付される納付書によって納めていただきます。

法人の場合は、県民税の申告納付の際に、現行の県民税に加算して納めていただきます。

### 用途に関するお問い合わせ先

熊本県林政課 政策班 ☎ 096-383-1111 (内線5593)

FAX 096-385-5814 電子メール [rinssei@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:rinssei@pref.kumamoto.lg.jp)

### 税制に関するお問い合わせ先

熊本県税務課 企画収税班 ☎ 096-383-1111 (内線3367)

FAX 096-387-4901 電子メール [zeimu@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:zeimu@pref.kumamoto.lg.jp)